



2026年2月10日

各 位

上場会社名 **株式会社 日 伝**

代表者 代表取締役 社長執行役員 福家利一  
(コード番号 9902 東証プライム)  
問合せ先責任者 取締役 常務執行役員管理本部長 寒川睦志  
(TEL 06-7637-7000)

**株式の売出しに関するお知らせ**

当社は、2026年2月10日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本件売出し」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

当社は「つくる人・つかう人の想いを繋ぎ、誠実にモノづくりの未来に貢献する」をパスとして掲げ、メカニカルパーツ＆システムの専門知識や調達・供給力、総合的な課題解決力を強みとする専門総合商社として、日本のモノづくり、ひいては世界の持続的な成長・発展に貢献することを目指しております。

2025年3月期を初年度とする第4次中期経営計画「New Dedication 2026～新たな貢献へ～」では、これまで創り上げてきた「提供価値」と磨き上げてきた「商社機能」にサステナビリティの視点を加え、継続的な成長と持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

一方、日本取引所グループが公表した「TOPIX等の見直しの概要」では、次期TOPIX構成銘柄への移行にあたっては一定以上の浮動株時価総額が選定基準とされております。当社はTOPIXへの組入れが株式価値の拡大に必要と考えており、浮動株比率の向上について検討を進めておりました。

このような状況を踏まえ、当社として最適な株式売却手法を検討するとともに、一部株主との協議を行った結果、合意いただいた株主に公平かつ円滑な売却機会を提供しつつ、投資家層の拡大・多様化及び当社株式流動性の向上を図る観点から、本件売出しの実施を決定いたしました。

本件売出しを通じて、当社の中長期的な事業戦略・成長戦略及び資本政策への理解をより一層深めていただくとともに、長期的視点でご支援いただける投資家層の拡大・多様化及び流動性の向上を実現したいと考えております。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧説ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 記

### 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,882,000 株

(2) 売出人及び売出株式数 氏名又は名称 売出株式数

株式会社百十四銀行	782,000 株
株式会社みずほ銀行	400,000 株
株式会社りそな銀行	400,000 株
株式会社三菱UFJ銀行	300,000 株

(3) 売出価格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年2月18日（水）から2026年2月25日（水）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）

(4) 売出方法 野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

(5) 申込期間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで

(6) 受渡期日 売出価格等決定日の5営業日後の日

(7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。

(8) 申込株数単位 100株

(9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役 福家利一に一任する。

### 2. 株式売出し（オーバークロットメントによる売出し）（下記＜ご参考＞2. を参照のこと。）

(1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 282,300 株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。

(2) 売出人 野村證券株式会社

(3) 売出価格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。)

(4) 売出方法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 282,300 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

(5) 申込期間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。

(6) 受渡期日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。

(7) 申込証拠金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。

(8) 申込株数単位 100 株

(9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役 福家利一に一任する。

#### <ご参考>

##### 1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりであります。

##### 2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 282,300 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しがあります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、282,300 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンショーオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2026 年 3 月 19 日（木）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 3 月 19 日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することができます。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧説ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプション行使することにより返却されます。

### 3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社百十四銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行及び株式会社三菱UFJ銀行並びに当社株主である株式会社利双企画、西木利彦及び株式会社ニシキ興産は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。